

八王子市立鹿島小学校 令和４年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第２次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立鹿島小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ①「いじめは、人間にとって絶対に許されない」行為であるという認識を強くもつ。
- ②「いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得る」という危機意識をもつ。
- ③「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつ。
本校では、この３つの考え方を基本に組織的に対応し、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図り、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行います。
- ④「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組等、命を守る児童の育成を図ります。

〇令和４年度の重点項目

「いじめは、人間にとって絶対に許されない」行為であるという認識を強くもつ。

令和４年度はいじめの防止等に向けた課題

- 〇教職員の不適切な言動によって、児童を傷つけたり、いじめを助長したりしないように注意を払って指導します。
- 〇「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にもちません。
- 〇発達障害等について適切に理解したうえで、指導します。
- 〇遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応します。
- 〇被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導します。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週火曜日 １４時４５分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、SCを含む全教職員
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- 〇いじめの事実確認報告を受け、対応方針を決定する。
- 〇いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援を行う。
- 〇いじめを行った児童への指導とその保護者に対する助言を行う。
- 〇対応経過と進捗状況の確認をする。
- 〇当該児童の見守りと３か月を目安に解消の確認をする。

いじめの防止等に関する教員研修

- ４月６日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- ８月３０日「重大事態の理解と対応」
- １月６日「いじめへの組織的な対応」
- 児童理解のための研修
学期１回 スクールカウンセラーを講師とする研修
学期２回 特別支援教室教員を講師とする研修

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 〇道徳や学級活動で、子供同士が話し合いながら考える活動を通して、いじめの具体的な姿を認識させ、「いじめをしない、させない、許さない」ための意識を醸成させます。
- 〇６月、１０月、１月に重点的に実施。

SOS の出し方に関する授業

- 〇東京都教育委員会の SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料「自分を大切にしよう」を活用して実施します。
- 〇各学級で各学期の終わりに実施。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 〇６月１０日（金）を「いのちの日」として、朝会の時間に校長による「いのちの大切さを共に考える日」の指導や取組の内容について講話をします。
- 〇各学級の「特別の教科 道徳」において、『生命の尊さ』に関する授業を行います。
- 〇学校便りやホームページで、取組や授業の様子を知らせます。

児童の自己肯定感を高める取組

- 〇教職員が率先して子供の良さを発見し、学級活動等を通して、子供たち同士が互いの良さを認め合い、信頼を高めることができる取組を工夫して行います。
- 〇児童会の活動として、いじめ防止の取組が推進されるようにします。異年齢交流などにおいて、高学年が低・中学年を思いやり、低・中学年が高学年を尊敬しながら活動します。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明します。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図ります。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげます。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議します。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開します。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知します。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処します。
- ・事案に応じて、児童相談所や SSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応します。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知します。